

環 境 審 第 1 6 号

平成29年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ 様

北海道環境審議会会長 中村 太士



北海道地球温暖化対策推進計画に基づく措置及び施策の実施状況について（答申）

平成29年8月10日付け低炭素第69号で諮問のありましたこのことについて、別添のと
おり答申します。

1 経過

「北海道地球温暖化対策推進計画」（以下「推進計画」という。）では、計画の着実な推進を図るため、毎年、P D C Aサイクルの考え方にに基づき進行管理を行うこととされており、計画に基づく措置及び施策の実施状況について、定期的に北海道環境審議会による評価を受け、その結果を公表するとともに、意見等を施策の見直しなどに活用することとされています。

北海道環境審議会は、平成29年8月10日、北海道知事からの諮問を受け、「地球温暖化対策部会」において調査審議を行い、推進計画に基づく平成28年度の措置及び施策の実施状況について、以下のとおり評価結果等を取りまとめました。

2 調査審議結果

(1) 道の自主点検結果に対する評価について

① 温室効果ガス排出量の状況等

(ア) 温室効果ガス排出量の状況

- 2014（H26）年度の本道の温室効果ガス排出量は、6,961万t-CO₂で、基準年（1990（H2）年度）に比べて6.9%の増加、前年度に比べて3.0%の減少。
- 基準年からの増加は、民生（業務）部門において電力使用量が増加し、二酸化炭素排出量が増加したことなどが主な要因。
- 前年度からの減少は、民生（家庭）部門において灯油使用量が減少し、二酸化炭素排出量が減少したことなどが主な要因。
- 推進計画における削減目標（基準年比7%（975万t-CO₂）削減）の達成に向けて、さらに907万t-CO₂の削減が必要。

(イ) 削減シナリオの進捗状況

- 2020（H32）年度の削減目標から算定した2014（H26）年度の想定削減量（325万t-CO₂）に対して、2014（H26）年度時点では削減シナリオ全体で189.3万t-CO₂削減と推計。
- 【道民の取組】では、高効率な省エネルギー機器の普及に進展が見られるが、環境に配慮した行動の一部に取組の低下が見られる。
- 【事業者の取組】では、バイオマスによる再生可能エネルギーの利用等に遅れが見られるものの、高性能ボイラーの導入など省エネ性能の向上が大きく進展している。
- 【運輸関係の取組】では、次世代自動車の普及割合の増加や輸送車両の大型化・トレーラー化が進展しているが、営業用車両による貨物輸送への転換に遅れが見られる。

(ウ) 調査審議結果

- 温室効果ガス排出量は近年減少傾向にありますが、基準年に比べ6.9%の増加であることから、削減目標の達成に向け、引き続き、重点施策を中心とした取組を推進していくことが必要です。
- 削減シナリオについては、順調に推移している項目もあるものの、エコドライブの取組などで計画どおりに取組が進んでいないと考えられます。
特に取組が遅れているシナリオについては、これまでの施策を継続するだけでなく、現状の施策による削減効果などを把握し見直しを行うなど、新たな視点での検討も必要です。

- 民生部門の取組については、各種の調査結果などを積極的に活用し、道民や事業者の環境配慮行動に対する認知度や取組意欲を把握するなど、着実かつ効果的に推進することが必要です。

②施策の実施状況等

(ア)温室効果ガス排出抑制等の部門別対策・施策の実施状況等

- 推進計画に定めた対策・施策ごとに、その実施状況、課題、今後の方向について、関連指標や補完データを用いて客観的な評価を実施。
- 平成 27 年度の環境審議会からの評価等に対して、平成 28 年度の道の施策へ適宜反映。

(イ)調査審議結果

- 推進計画に基づき、関係者が連携して様々な施策に積極的に取り組んでおり、環境審議会からの評価に対しても道の施策に適宜反映しており、概ね適切な自主点検・評価がなされています。
- 全道各地で実施されている道民やNPOなどによる地球温暖化対策の取組について、きめ細やかな把握に努め、最新の事例を積極的に情報発信するなど、各主体の自主的な取組の促進が必要です。

(2)今後の施策等について

今後の施策等の展開に当たっては次の点に留意し、必要な措置を講ずることが必要です。

- ① 省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの導入などの温室効果ガス排出量を抑制する取組を引き続き進めること。
- ② 温室効果ガス排出量削減に向け、実施事業の評価に努めるとともに、社会・経済情勢を踏まえ、取組の成果を実感できる施策を検討していくこと。
- ③ 地域における地球温暖化対策の推進体制を確保するため、市町村や民間団体などに対する支援の手法を検討していくこと。
- ④ 気候変動による影響への適応策については、国の気候変動の影響への適応計画を踏まえ、道としての基本的な方向を検討するとともに、各主体が連携して、温室効果ガス排出抑制策である緩和策と両輪で推進していくこと。
- ⑤ 森林吸収量の考え方については、国の地球温暖化対策計画を踏まえて検討していくこと。

以上